

甲府市子ども屋内運動遊び場指定管理者の候補者選定方法等

1 指定管理者の候補者選定方法

「3 技術点、価格点の算出方法」において定める採点方法により算出した、各選定委員の技術点及び価格点を合計した総合得点で最も高い者を指定管理者の候補者として選定する。

(1) 評価分類

指定管理者の候補者の選定については、次の2つの評価分類を指標とする。

- ・技術点 「申請書類B（二次審査書類）」により評価
(ただし、指定管理者の候補者となるには、技術点の合計平均点が48点以上でなければならない。)
- ・価格点 「指定管理料提案書（様式9）」に記載された金額（税込）により評価

(2) 最高得点者が2人以上あった場合の指定管理者の候補者の決定方法

- ・最高得点者が2人以上あった場合は、技術点が上位の者を指定管理者の候補者とする。
- ・それでも指定管理者の候補者が決定しない場合は、くじ引きにより指定管理者の候補者を決定する。

2 評価分類の得点配分

選定委員1名の評価点数は、合計100点とし、その得点配分は、次のとおりとする。

合 計 点 100点	技術点	80点
	価格点	20点

3 技術点、価格点の算出方法

(1) 技術点の点数化

- ・選定委員の各項目の審査・評価にあたっては、【表1 審査の判断基準】に基づき、0点から4点までの5段階による評価を行い、【算出方法1 技術点】の計算式により、技術点を算出する。

【表1 審査の判断基準】

判 断 基 準	評 価 点
特に優れている。	4 点
優れている。	3 点
普通。	2 点
劣っている。内容が乏しい。	1 点
該当しない。内容が記載されていない。	0 点

【算出方法 1 技術点】

「技術点」＝（ 評価点 / 4 点 ） × 各審査項目の配点
 ⇒ 上記計算を各項目でそれぞれ算出し、その総和を技術点とする。

(例) 判断基準 → 評価点変換 → (評価点 / 4 点) × 各審査項目の配点＝技術点
 「優れている」→ 3 点 → (3 点 / 4 点) × 5 点 = 3.75 点

(2) 価格点の点数化

- ・「指定管理料提案書（様式 9）」に記載された指定管理料提案価格（税込）の評価にあたっては、【表 2 指定管理料の上限額に対する提案価格の比率と係数】に基づき、係数化し、【算出方法 2 価格点】の計算式により価格点を算出する。
- ・指定管理料提案価格が「甲府市子ども屋内運動遊び場指定管理者募集要項」の「7(2)指定管理料の上限額」を超える場合は失格とする。

【表 2 指定管理料の上限額に対する提案価格の比率と係数】

提案価格	上限額に対する提案価格の比率	係数	価格点
126,429千円以下	85%以下	1.0	20
126,429千円超～133,866千円以下	85%超～90%以下	0.9	18
133,866千円超～141,303千円以下	90%超～95%以下	0.8	16
141,303千円超～148,740千円以下	95%超～100%以下	0.7	14
148,740千円超	100%超	失格	失格

【算出方法 2 価格点】

「価格点」＝「価格点配点（20点）」×「係数」